

上尾市災害廃棄物処理計画

平成31年4月

上 尾 市

目 次

第1章 基本的事項	1
1-1 計画策定の目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画対象地域	3
1-4 対象とする災害	3
1-5 対象廃棄物	5
1-6 市、市民及び事業者の役割	6
(1) 市の役割	6
(2) 市民及び事業者の役割	6
1-7 災害廃棄物処理の基本方針	7
(1) 予防対策の推進	7
(2) 応急対策の推進	7
(3) 計画的な処理の推進	7
(4) 環境保全及びリサイクルに配慮した処理の推進	7
(5) 安全作業の確保	7
1-8 災害廃棄物等処理の基本的な流れ	8
(1) 発災後の時期区分と特徴	8
(2) 災害廃棄物（し尿を除く）の処理に係る基本フロー	8
(3) 災害発生時のし尿などの処理に係る基本フロー	10
第2章 組織体制、協力・支援体制など	11
2-1 災害発生時の組織	11
2-2 職員の安全及び健康	12
2-3 情報収集及び連絡	12
2-4 協力・支援体制	13
(1) 協力要請	13
(2) 自衛隊、警察及び消防との連携	13
(3) 地方公共団体などとの連携	13
(4) 民間事業所との連携	14
(5) ボランティアへの支援要請	14
第3章 一般廃棄物処理施設等	15
3-1 一般廃棄物処理施設等の状況	15
3-2 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備	16
(1) 災害時の緊急点検	16

(2)	施設被災時の応急対策	18
(3)	被害状況の報告	18
第4章	災害廃棄物処理	19
4-1	被災家屋から発生する廃棄物	19
(1)	処理に関する基本的事項	19
(2)	発生量の推計	20
(3)	分別及び収集	23
(4)	処理及び処分	23
(5)	処理及び処分のフロー	25
(6)	仮設処理施設	25
4-2	仮置場	26
(1)	仮置場に求められる機能	26
(2)	必要面積の算出	27
(3)	仮置場の選定と確保	28
(4)	仮置場の運営	29
(5)	必要な設備機器など	30
(6)	仮置場で受け入れる災害廃棄物	30
(7)	仮置場の配置イメージ	31
(8)	仮置場管理上の留意事項	31
4-3	環境モニタリング	33
4-4	損壊家屋など	34
(1)	被災家屋の解体	34
4-5	最終処分	35
4-6	適正処理困難物等への対応	35
4-7	各種リサイクル法等に対応した廃棄物の処理	36
(1)	廃家電等	36
(2)	二輪車	36
(3)	自動車	37
4-8	し尿	38
(1)	仮設トイレの備蓄数	38
(2)	発生量の推計	38
(3)	仮設トイレの設置及び管理	39
(4)	収集及び運搬	39
(5)	処理及び処分	40

4-9	避難所ごみ	41
(1)	発生量の推計	41
(2)	分別及び収集	41
(3)	必要となる焼却能力	42
4-10	貴重品・思い出の品など	43
(1)	基本的事項	43
(2)	回収、保管、管理及び閲覧時の留意点	43
4-11	ボランティアなどとの連携	44
(1)	ボランティアなどの派遣	44
(2)	ボランティアなどの作業時の留意事項	44
第5章	市民等への広報・啓発	45
5-1	市民への広報	45
5-2	市民への啓発	46
第6章	災害廃棄物処理実行計画	47
6-1	基本的な考え方	47
6-2	災害廃棄物処理実行計画の策定	47

第 1 章 基本的事項

1-1 計画策定の目的

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模な地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している。

環境省では、東日本大震災等の災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、制度的な対応として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策法の一部改正など、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めている。また、埼玉県においても、県内市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となる「埼玉県災害廃棄物処理指針」（以下「県指針」という。）を平成29年3月に策定している。

上尾市（以下「本市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、上尾市防災会議を設置し、昭和41年に「上尾市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）を策定した。

この「市防災計画」では、市域にかかる災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めている。この市防災計画で環境衛生の保全と早期復興を図るため、廃棄物処理計画を示しているが、より具体的な事前準備や発災後の処理体制の整備が必要である。

このような経緯を踏まえ、市防災計画と整合を図りながら、「県指針」に基づき、平常時の災害予防対策と災害によって発生する災害廃棄物の迅速・円滑かつ適正な処理を実施できるようにするため、「上尾市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

1-2 計画の位置付け

本計画は、市防災計画や被害想定が見直された場合など前提条件に変更があった場合、さらに、地域にかかる社会情勢の変化や今後新たに本計画が対象としている災害による被害が発生した場合等には、必要に応じて見直しをする。

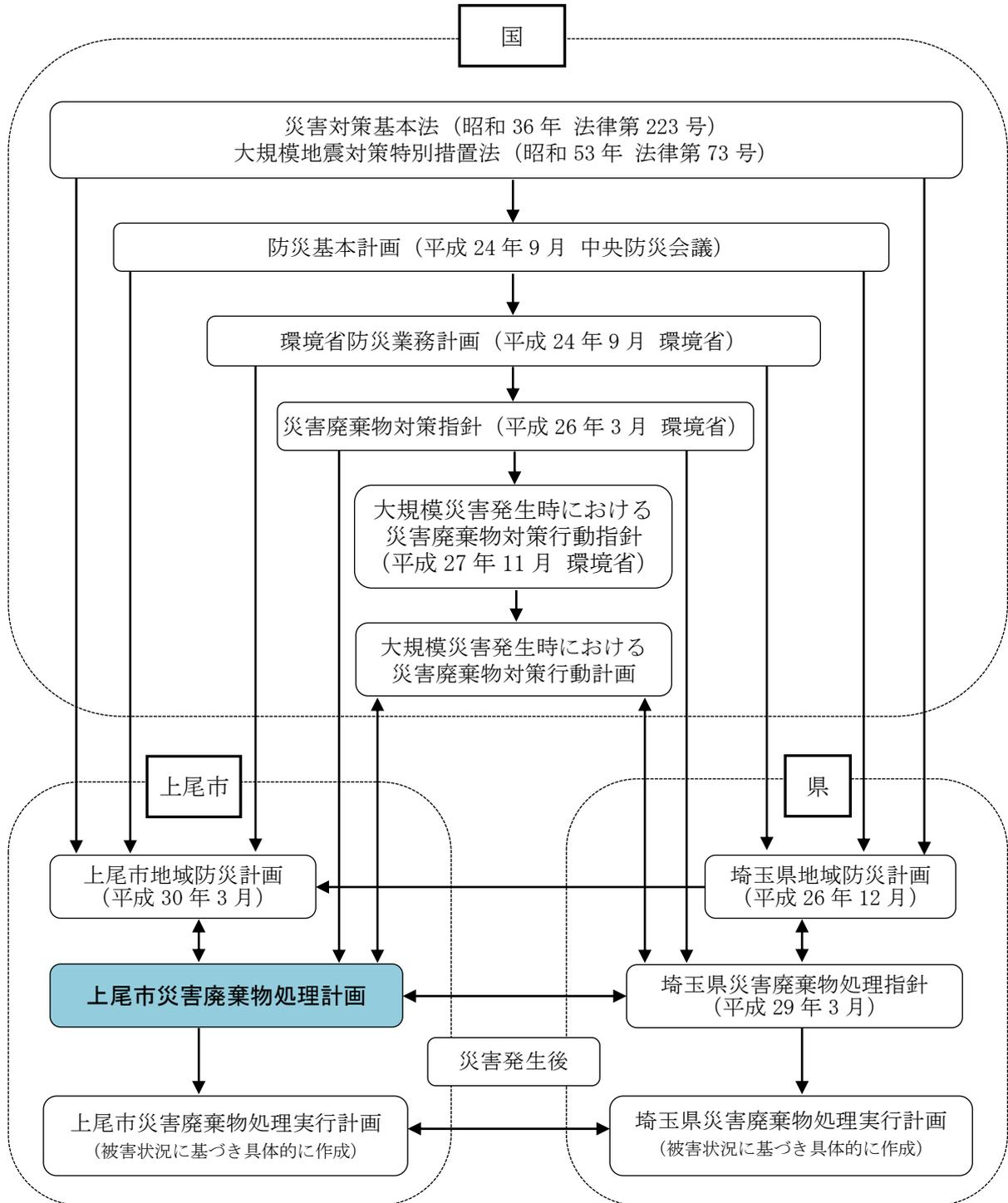


図 1-2-1 計画の位置付け

1-3 計画対象地域

本計画の対象地域は本市全域とする。

1-4 対象とする災害

本計画で対象とする災害のうち、地震については、市防災計画でも想定され、県指針で示された地震被害で被害が想定されている関東平野北西縁断層帯地震及び東京湾北部地震とする。また、風水害については、県指針で示された風水害被害で被害想定されている荒川氾濫を対象とする。

表 1-4-1 及び図 1-4-2 に想定地震の概要を、図 1-4-3 に浸水想定区域図を示す。

表 1-4-1 想定地震

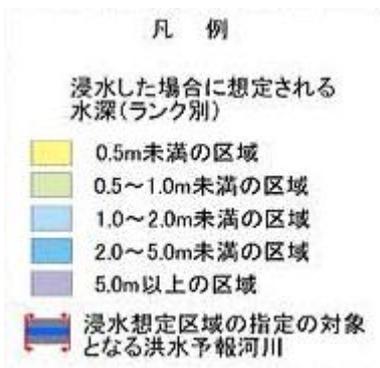
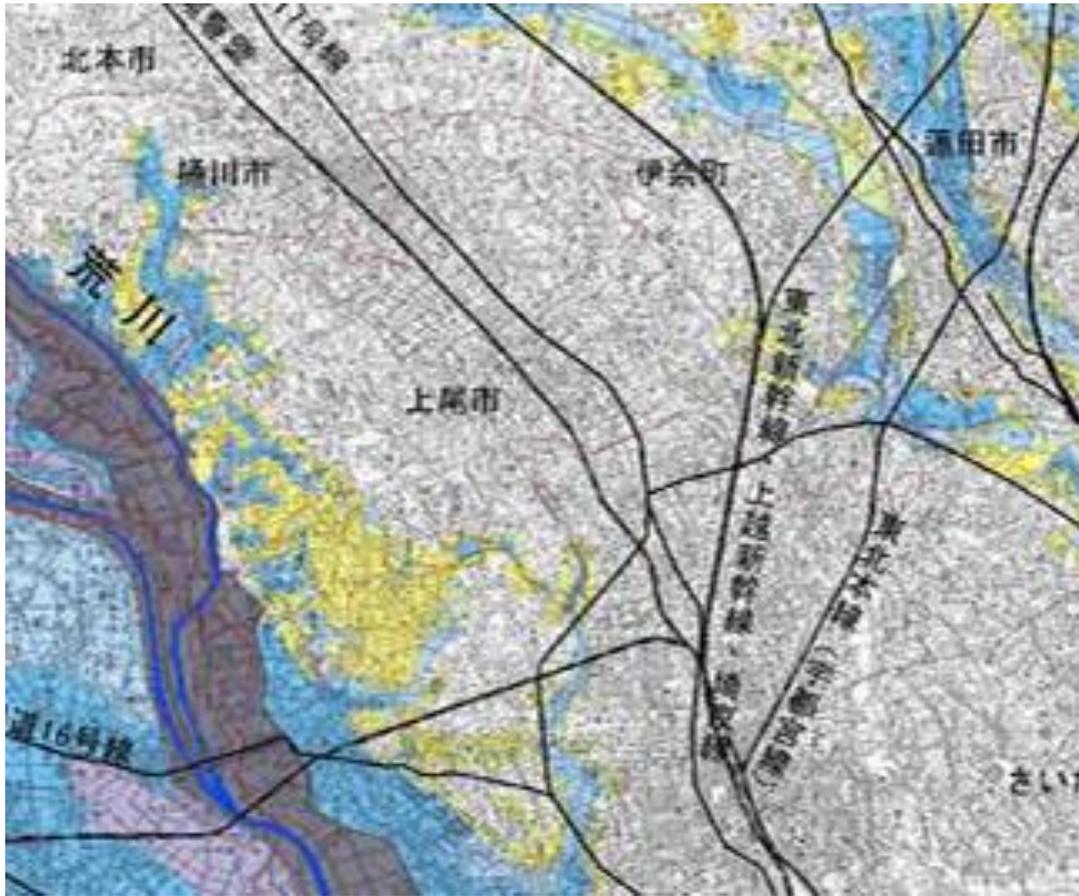
地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）



図 1-4-2 想定地震の断層位置図

図 1-4-3 浸水想定区域図



出典：上尾市地域防災計画
 (荒川水系荒川及び入間川流域 浸水想定区域図)

1-5 対象廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物を表 1-5-1 に示す。

災害廃棄物の処理にあたっては、大量に発生する地震や水害等の災害によって発生する廃棄物は仮置き場等を利用した一時保管、収集を行い、被災者や避難所の生活に伴う廃棄物は、原則としてごみ集積所等を利用した平常時と同等の収集体制により収集を行う。

表 1-5-1 対象とする災害廃棄物

区分	種類	品目
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	①木くず	柱・梁・壁材、倒木・流木等
	②コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
	③金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
	④可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	⑤不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、屋根瓦、土砂などが混在した概ね不燃性の廃棄物
	⑥腐敗性廃棄物	畳、農産物、畜産物、食品等
	⑦廃家電等	テレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で災害により被害を受け使用できなくなったもの
	⑧自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車等
	⑨有害廃棄物等	石綿含有廃棄物、PCB含有廃棄物、医薬品、農薬、毒物・劇薬等
	⑩その他、適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物、石膏ボード等
被災者や避難所の生活に伴う廃棄物	⑪生活系ごみ	家庭から排出される生活系ごみや粗大ごみ
	⑫避難所ごみ	避難所から排出される生活系ごみ等
	⑬し尿	災害時の仮設トイレ等からの汲み取りし尿

※リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理を行う。

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省）を参考に作成

1-6 市、市民及び事業者の役割

(1) 市の役割

市は、市防災計画に基づき、本市全域に係る災害について予防対策、応急対策、復旧・復興対策など防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護する。

また、本計画に基づき組織体制の整備、情報伝達・広報・啓発、支援・協力体制の整備、廃棄物処理施設の予防対策、応急・復旧・復興対策を計画的に実施し、災害時に発生する廃棄物の処理を、迅速かつ的確に行う。

災害廃棄物処理における本市の役割を以下に示す。

- (ア) 災害廃棄物の発生量を推計するとともに、処理処分の方法、処理の月別進行計画、最終処理完了の時期等を含めた災害廃棄物処理実施計画を作成し、災害時の応急体制を整備する。
- (イ) 仮置場の選定、設置、維持や管理などを行う。
- (ウ) 災害廃棄物の収集及び処理に必要な人員や資機材などが不足する場合には、県、県内市町村、業界団体などに対して支援の要請を行う。
- (エ) 災害対策本部を通じて災害ボランティアセンターと支援内容等について調整を行う。
- (オ) 市民、関係団体に対する啓発を行う。

(2) 市民及び事業者の役割

災害発生時の廃棄物処理には、災害の大きさにもよるが関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合は本市の対応だけでは限界があり、市民、事業者及び本市が相互に連携及び協力しながら対策を講じ、災害時に率先して行動することが重要となる。

そのため、平常時より防災対策に目を向け、地域における連携体制を整備し、地域ぐるみで衛生的で安全な生活環境の保持を図る必要がある。

① 市民の役割

- (ア) 平常時からごみ排出量の削減に努め、また災害への備えを行うことで、災害時の粗大ごみやがれき類の発生を抑制する。
- (イ) 災害時においても、平常時同様に分別・収集ルールを守り、ごみの野焼きや便乗ごみの排出や指定場所以外への排出といった廃棄物の不適正処理を行わない。
- (ウ) 本市が発信する災害廃棄物処理に関する情報により、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に協力する。

② 事業者の役割

- (ア) 災害廃棄物を自己処理責任において処理する事業者においては、再利用及び再資源化に努めるとともに、再生品を復旧及び復興に活用する。
- (イ) 本市が行う災害廃棄物処理に関して、資機材の提供など市の要請に真摯に対応し、適正かつ円滑な処理に協力する。

1-7 災害廃棄物処理の基本方針

(1) 予防対策の推進

災害時に発生する膨大な廃棄物を適切かつ円滑に処理するために、県、県内市町村、業界団体などとの連携による協力・支援体制を整備する。また、災害廃棄物をできるだけ削減するために、市民及び事業所に対する啓発などを推進する。

(2) 応急対策の推進

災害発生時の組織体制及び連絡体制のもと、直ちに被害状況を把握し、収集運搬、処理処分の実施方法を定めるなど安定した処理体制を整備する。

(3) 計画的な処理の推進

災害廃棄物は、災害発生時から時間の経過とともに発生量や質が大きく変動することが予測されることから、時間的区分を想定した上で、計画的な処理体制を整備し、円滑な処理を推進する。

(4) 環境保全及びリサイクルに配慮した処理の推進

災害廃棄物の処理に際しては、可能な限り環境の保全や資源の有効活用に配慮し、再生資源にリサイクルすることで、災害廃棄物の処理・処分量を削減する。

(5) 安全作業の確保

災害時のごみ処理業務は、通常業務に対応しつつ膨大な量の災害廃棄物を短時間で処理する必要があり、作業量の増加や不慣れな廃棄物の処理作業など、職員及び作業員に対して多大な負担となることが予想されるため、健康管理及び作業の安全性を確保する。

1-8 災害廃棄物等処理の基本的な流れ

(1) 発災後の時期区分と特徴

発災後の時期区分と特徴を表 1-8-1 に示す。

発災後は、人命救助が優先される時期を「初動期」、避難所生活が本格化する時期と人や物の流れが回復する時期を「応急対応期」、避難所生活が終了する「復旧・復興期」の各段階に区分し、それぞれの時期区分ごとの特徴に応じた対応を行う。

表 1-8-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分と特徴	時間の目安
初動期		人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要な資機材の確保を行う。）	発災後数日間
応急対応期	前半	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	後半	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備などを行う期間）	～3ヶ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省）

(2) 災害廃棄物（し尿を除く）の処理に係る基本フロー

災害廃棄物（し尿を除く）の処理に係る基本フローを図 1-8-2 に示す。

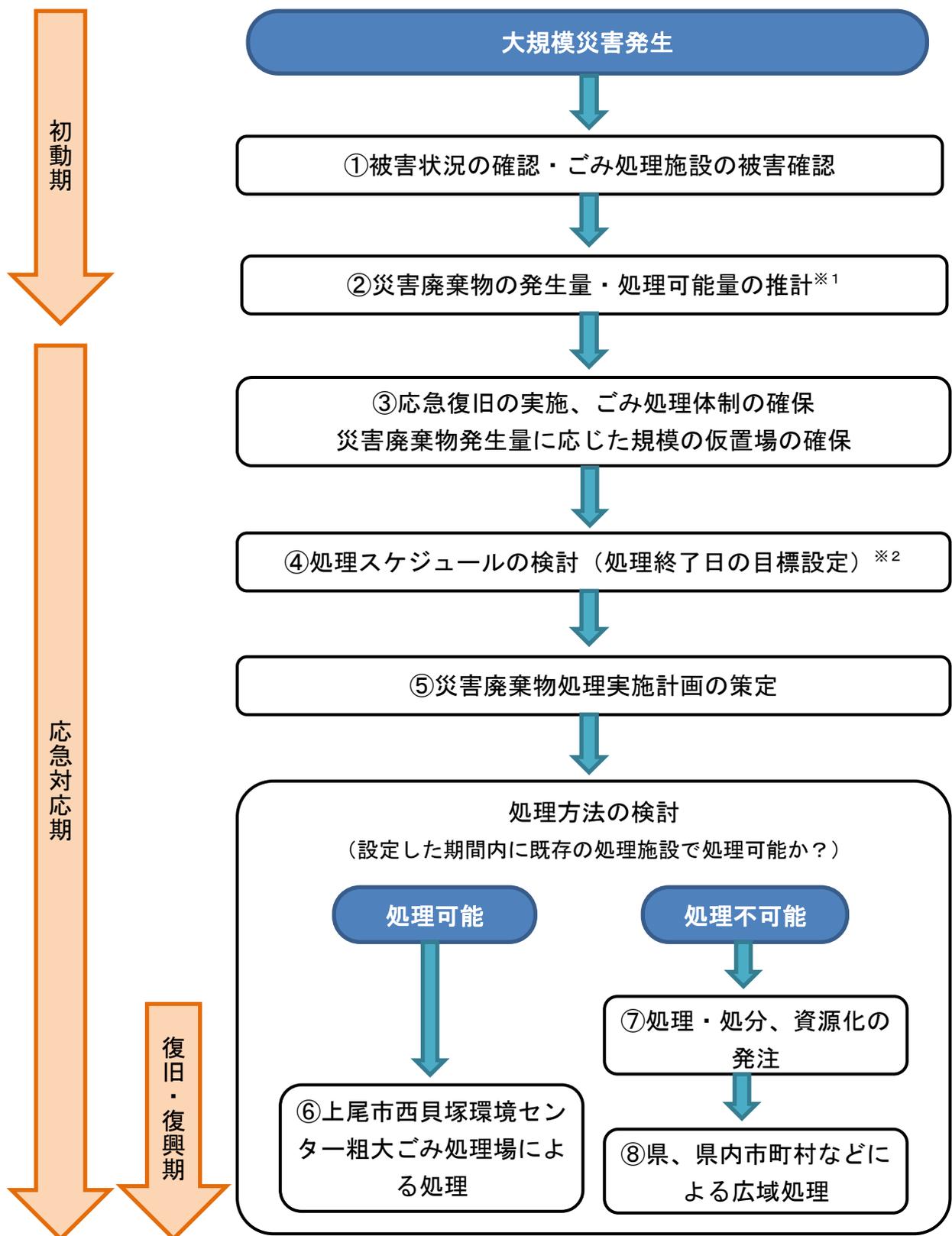
発災後、安全が確認でき次第、直ちに上尾市西貝塚環境センターの被害状況を確認する。

災害対策本部が集計した家屋の被害状況を用いて、災害廃棄物の発生量を推計し、この推計結果に応じた規模の仮置場に、被災現場から災害廃棄物を速やかに運搬する。

また、被害の状況と災害廃棄物の量、災害廃棄物処理の基本方針、災害廃棄物の処理方法などを整理した災害廃棄物実施計画を策定する。

災害廃棄物発生量が処理可能量を大幅に上回る場合などは、県、県内市町村、業界団体などに広域処理の応援要請を行い、設定したスケジュール内に処理及び処分が完了できるような体制を整備する。

図 1-8-2 災害廃棄物等（し尿を除く）の処理に係る基本フロー



※1 処理計画で推計した発生量・処理可能量を、実際の被害状況を基に再推計

※2 阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、建物の解体が約2年、災害廃物の処理が約3年のスケジュールで行われた。

(3) 災害発生時のし尿などの処理に係る基本フロー

し尿などの処理に係る基本フローを図1-8-3に示す。

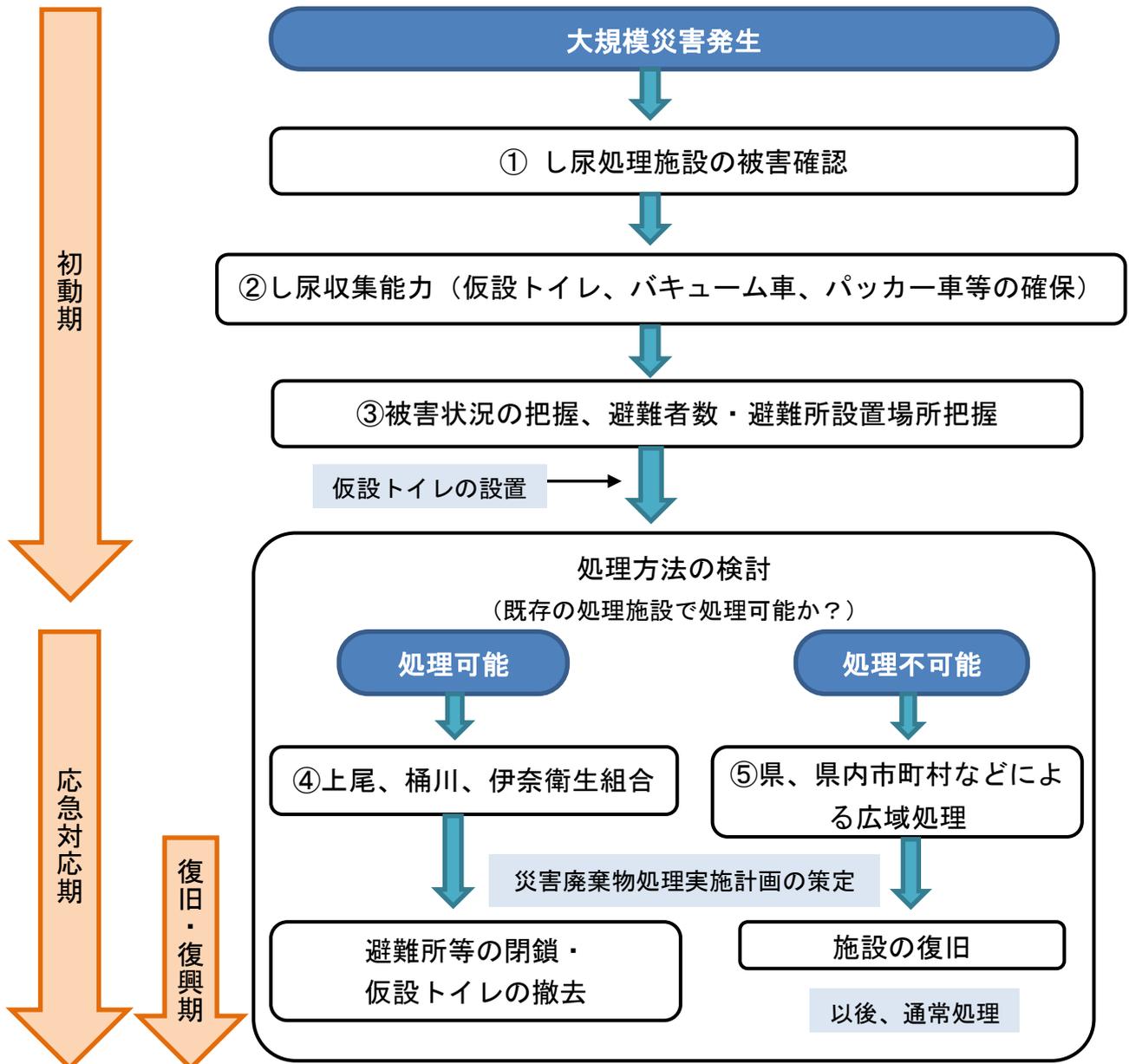
し尿などは平常時と同様の処理体制で処理を行うものとする。

発災直後は、一時的にし尿などの収集や搬入の制限を行い施設などの点検を実施する。点検の結果、問題が確認されない場合は速やかに平常時の処理体制で処理を行うものとする。

点検の結果、処理能力が不足するもしくは対応が困難な場合には、県、県内市町村、業界団体などに応援要請を行い、設定したスケジュール内に処理が完了できるような体制を整備する。

また、発災時には上下水道の被害状況や避難所の開設状況に応じて、簡易式トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレを適宜設置する。

図 1-8-3 災害発生時のし尿などの処理に係る基本フロー



第2章 組織体制、協力・支援体制など

2-1 災害発生時の組織

発災直後の非常参集などの配備体制と業務は、市防災計画で定めるとおりとする。

市防災計画で示された災害廃棄物処理に係る関連部署の主な業務を表 2-1-1 に示す。

表 2-1-1 各担当の主な業務

部	班	所掌事務
環境経済部	環境政策班	・環境整備班の応援に関する事。
	生活環境班	・し尿処理及び消毒に関する事。 ・仮設トイレに関する事。 ・環境整備班の応援に関する事。
	西貝塚環境センター班	・ゴミの収集、運搬及び処理に関する事。 ・災害廃棄物に関する事。 ・環境整備班の応援に関する事。
都市整備部	道路班	・道路及び橋りょうの緊急修理及び復旧に関する事。 ・浸水地域の復旧に関する事。 ・災害救助法施行令に基づく、住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等の除去に関する事。
	河川班	・河川、都市下水路及び水路の復旧に関する事。
上下水道部	水道施設班	・給水施設の被害状況の調査、復旧に関する事。
	下水道施設班	・下水道の復旧に関する事。
健康福祉部	福祉総務班	・ボランティアに関する事。
	健康増進班	・避難所等での防疫指導に関する事。

出典：上尾市地域防災計画（平成 30 年 2 月）を一部編集

2-2 職員の安全及び健康

災害時は、日常業務に加え、災害廃棄物の処理も並行して行うこととなり、勤務時間外や長時間に及ぶ業務が求められることから、担当職員への負荷が高く、疲労の蓄積やストレスなどにより、注意力及び集中力が低下し、事故やけがの要因となることが想定される。

このため、安全で適切なおみ処理体制が維持できるように、災害時においても、災害廃棄物の処理に必要な人員を確保するとともに、職員の安全及び健康管理を重視する。

2-3 情報収集及び連絡

発災後は、逐次変化する被害状況の把握や災害対策本部の方針だけでなく、国、県、県内市町村などと情報を共有するとともに、西貝塚環境センター一班から本市の災害廃棄物の処理状況などを発信する。

災害廃棄物処理に係る情報収集及び連絡体制を図 2-3-1 に示す。

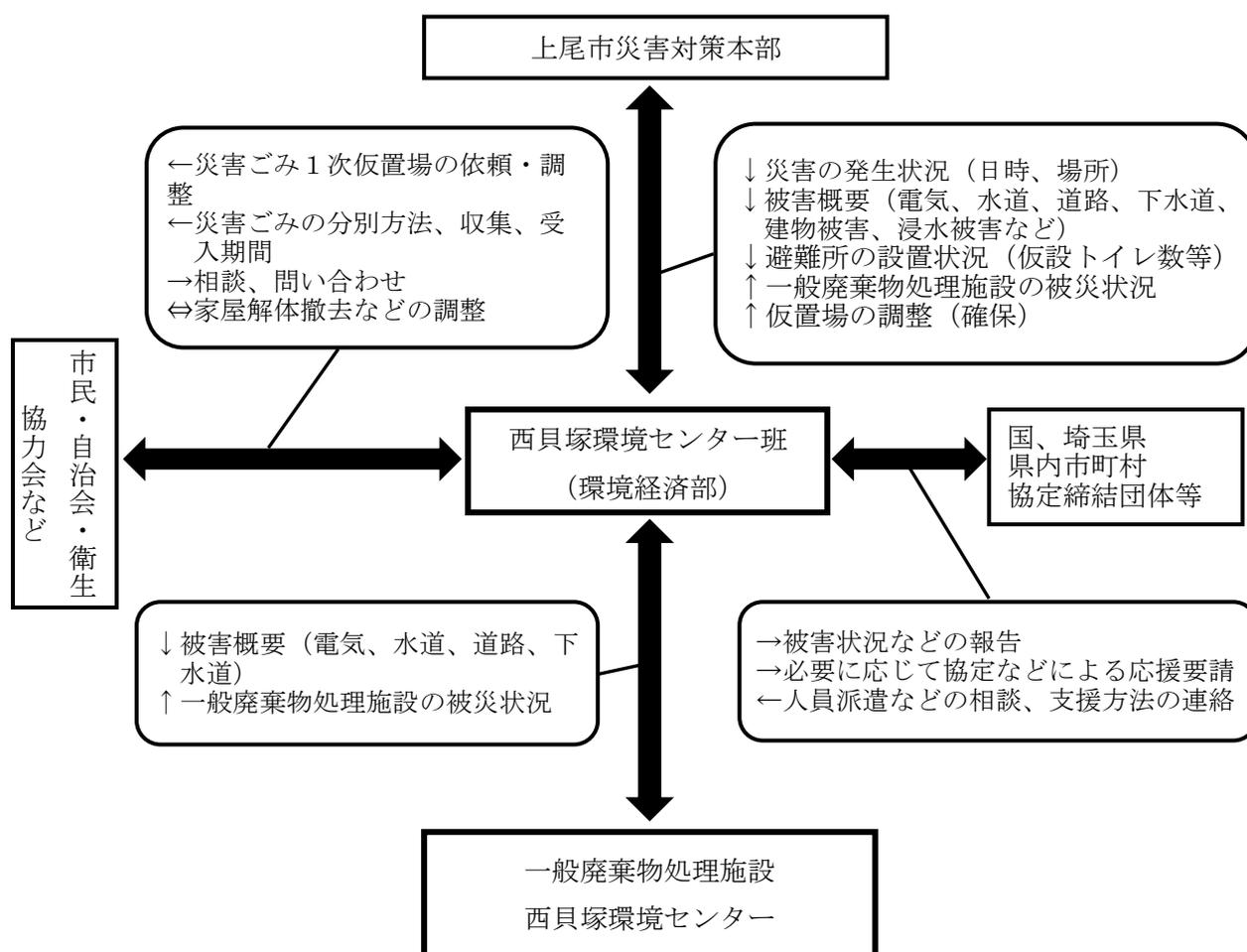


図 2-3-1 連絡体制図

2-4 協力・支援体制

(1) 協力要請

被災区域で発生する災害廃棄物の処理は、本市が主体となって行うが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては本市のみでは対応できないこともあるため、速やかに協力・支援体制を整備する。

環境センターは、環境整備班から支援の必要性を把握し、要請内容を整理して、応援協定に基づき応援を要請する。また、県、県内市町村、業界団体などからの支援の申し出について、支援要請内容との調整を行う。

支援要請内容などについては、速やかに県に報告を行う。

また、災害時の応援協定については、定期的に内容の確認と見直しを行うものとする。

現在、本市が締結している災害廃棄物の処理に関する応援協定などを表 2-4-1 に示す。

表 2-4-1 締結済の応援協定一覧

No.	団体名	協定名称
1	埼玉県清掃行政研究協議会	災害廃棄物の処理に関する相互支援協定 (平成 20 年 7 月)
2	上尾市建設業協会	災害時における応急対策に関する協定 (平成 26 年 8 月)

(2) 自衛隊、警察及び消防との連携

初動期は、人命救助及び被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開などで発生した災害廃棄物の撤去は、道路班が関係機関と連携して迅速に行う。また、災害対策本部を通じて自衛隊、警察、消防などとの連携方法について調整を行う。

応急対応期の災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるので、その手順について、災害対策本部を通じて、警察、消防などと十分に連携を図る。また、災害廃棄物に含まれる有害物質や危険物などの情報について、自衛隊、警察、消防などに提供し、二次災害の防止など安全を確保する。

(3) 地方公共団体などとの連携

本市は、県及び県内の市町村・清掃関係の一部事務組合で構成する「埼玉県清掃行政研究協議会^{*1}」に属し、災害廃棄物の処理などについて会員相互の協定を締結している。また、埼玉県清掃行政研究協議会は、埼玉県一般廃棄物連合会との間で「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」を締結している。

県、県内市町村へ応援要請を行う場合は、この協定に基づき対応を行う。

※1 埼玉県と市町村、関係一部組合で構成され、廃棄物の排出抑制及び適正処理等に関する知識及び技術を交流して、廃棄物の処理体制を整備するための協議会

(4) 民間事業者との連携

災害廃棄物の円滑な処理には、建設業者や民間廃棄物業者など民間事業者の協力も必要不可欠である。このため、上尾市建設業協会との間で「災害時における応急対策に関する協定」を締結している。

(5) ボランティアへの支援要請

応急対応から復旧・復興にかけては、被災家屋の片付けや粗大ごみなどの搬出などで多くの人員が必要となることから、必要に応じ災害対策本部を通じてボランティアによる支援を要請する。

また、作業人員のほか、資機材や物資などの提供を含めた企業単位での地域貢献・ボランティア活動について、平常時から情報の収集を行う。

第3章 一般廃棄物処理施設等

3-1 一般廃棄物処理施設等の状況

本市で収集された可燃物を焼却している西貝塚環境センターは、平成10年の稼働開始から20年が経過しており、施設の老朽化が課題となっている。今後、安定かつ効率的なごみ処理体制を維持していくためには、伊奈町との広域化を視野に入れた同センターの長寿命化が急務となっている。

本市は、市域内に最終処分場を有していないため、焼却灰等は、埼玉県営施設や県外の最終処分場に埋め立てを行っているほか、セメント原料化を図っている。

本市の各処理施設一覧を表3-1-1に示す。

表 3-1-1 焼却処理施設一覧

■ 焼却処理施設

名称	西貝塚環境センター
所在地	上尾市大字西貝塚 35 番地 1
処理方法	全連続燃焼式
処理能力	300t/24H (100t/24H×3 基)
敷地面積	38,340m ²
建設年度	着工 平成 6 年 9 月
	竣工 平成 10 年 3 月
設計・施工	JFE エンジニアリング株式会社 (旧日本鋼管株式会社)

■ 破碎処理施設

名称	西貝塚環境センター
所在地	上尾市大字西貝塚 35 番地 1
処理方法	併用施設
処理能力	70t/5H
破碎機形式	前破碎用 回転剪断式破碎機
	後破碎用 縦型回転式破碎機
建設年度	着工 平成 6 年 9 月
	竣工 平成 10 年 3 月
設計・施工	JFE エンジニアリング株式会社 (旧日本鋼管株式会社)

■ 空き缶選別プレス機

名称	西貝塚環境センター
所在地	上尾市大字上野 907 番地 2
処理方法	選別機 永磁吊り上げ式
	アルミ選別機 永磁高速回転式ドラム
	鉄缶プレス機 油圧式一方押し
	アルミ缶プレス機 油圧式一方押し
処理能力	4.9t/日
敷地面積	1,000m ²
竣工	平成 8 年 9 月
施工	東京エンバイロメント株式会社

■ ペットボトル結束機

名称	ペットボトル結束施設	
所在地	上尾市大字西貝塚 35 番地 1	
処理方法	手選別	
	ペットプレス機 油圧 250KN	
	ベール (結束品)	重量 15kg~20kg/1 梱包 寸法 600mm×400mm×300mm
処理能力	2.5t/5H	
敷地面積	資源化ヤード内併設	
竣工	平成 15 年 10 月	

3-2 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

(1) 災害時の緊急点検

発災時には、本市が管理する処理施設ごとにあらかじめ定めた緊急点検リストに基づいて、緊急点検を実施する。

ごみ処理施設の緊急チェックリスト例を表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 地震発生直後のごみ処理施設のチェックリスト例

点検箇所	地点・箇所	点検内容	損傷・被災状況
建築設備	工場棟	各部目視点検	・壁面クラック発生 ・異常発生
	管理棟	各部目視点検	・異常発生
	煙突	各部目視点検	・異常発生
電気室	各盤	目視点検 (盤内は点検せず)	・異常発生
	各トランス	目視点検	・異常発生
	電力コンデンサー	オイル漏れ点検	・オイル漏れ
バッテリー室	室内	目視点検	・異常発生
	盤内	液漏れ点検	・液漏れ
灯油設備	地下タンク	油量点検および 油漏れ点検	・異常発生 ・油漏れ
	灯油配管	目視点検	・油漏れ
危険物設備	各部	目視点検	・異常発生
薬品タンク	各部	目視点検	・異常発生
分析室	室内各部	目視点検	・危険物の液漏れ等
エレベーター	各部	使用停止	・搭乗せず試験
		動作確認	—
		連絡	・保守業者へ連絡
ガス	メーター室	臭気確認	・異常発生
	管理棟給油ボイラ室	臭気確認	・異常発生
	各ガス機器	点検	・異常発生
炉・ボイラ	炉内、炉壁、水管状態	目視点検	・異常発生
	各設備本体および基礎状態	目視点検	・接合部ずれ
	各配管状態	—	・異常発生
クレーン	ガーダ、クラブ上の機器	—	・異常発生
	レール	—	・異常発生
	ケーブル	—	・異常発生
水処理設備・ 高温水設備	各槽	—	・異常発生
	各配管状態	—	・異常発生
汚水処理設備	槽	—	・異常発生
	機器	—	・異常発生
バンカーゲート	油圧装置	—	・異常発生
	油圧配管	—	・油漏れ
破碎機	油タンクおよび配管ライン	—	・油漏れ
	本体および基礎	状態点検	・異常発生
計量設備	トラックスケール	—	・異常発生

出典：平成17年度大規模災害時の建設廃棄物等の有効利用及び適正処理方策検討調査報告書

(平成18年3月 環境省関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課)

(2) 施設被災時の応急対策

本市が管理する処理施設が被災した場合には、速やかに復旧作業に取りかかり、安定した処理体制を整備する。

復旧するまでの間は、応急対策を講じつつ、県、県内市町村、業界団体などに対し、以下の内容について応援を要請する。

- (ア) 廃棄物の分別・選別機材の調達
- (イ) 受け入れ先の特定
- (ウ) 搬出及び搬出車輛

なお、応援により本市外へ災害廃棄物などを搬出するまでの間や処理施設が復旧するまでの間については、仮置場にて適切に保管を行う。

(3) 被害状況の報告

本市が管理する処理施設が被災により一部損傷、または一時使用不能などの被害が発生した場合は、チェックリストに基づく被害状況を整理し、復旧方法・復旧時期の見込みとともに災害対策本部へ報告する。

第4章 災害廃棄物処理

4-1 被災家屋から発生する廃棄物

(1) 処理に関する基本的事項

被災家屋から発生する災害廃棄物（以下「災害がれき類」という。）の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として家屋所有者や解体事業者の責任で処理するのが本来であるが、被災地の早期の復旧・復興を図るため、次の体制を整備して実施する。

① 住宅・建築物系（個人・中小企業）

国の補助の対象となり、災害廃棄物処理事業として解体及び撤去を行う場合は、本市が処理及び処分を行う。

② 大企業の事業所など

大企業が自己管理するものとする。

③ 公共・公益施設

施設の管理者が処理するものとする。

④ 処理の推進と調整

国、県、本市及び関係者の協力により、災害廃棄物の処理状況の把握をし、収集・運搬ルート、仮置場及び最終処分場を確保する。

(2) 発生量の推計

① 地震被害による災害がれき類の発生量

地震被害による災害がれき類の発生量は、埼玉県災害廃棄物処理指針で示された被害想定のうち、大きな被害が想定されている関東平野北西縁断層帯地震及び東京湾北部地震の被害想定から推計する。

地震被害による災害がれき類の発生量推計値は、表 4-1-1 に示すとおり、関東平野北西縁断層帯地震が 725,358 t となり、本市のごみ排出量 57,073 t (平成 29 年度一般廃棄物実態調査) の約 13 年分に相当し、東京湾北部地震が 2,293 t となり、本市のごみ排出量の約半月分に相当する。

表 4-1-1 地震被害による災害がれき類の発生量推計
(関東平野北西縁断層帯地震)

被害区分		被害棟数・世帯数	発生原単位 ^{※1}	発生量
液状化 ・揺れ	全壊	3,097 棟	161 t / 棟	498,617 t
	半壊	6,006 棟	32 t / 棟	192,192 t
火災 消失	木造	— 棟 ^{※2}	107 t / 棟	34,549 t ^{※2}
	非木造	— 棟 ^{※2}	135 t / 棟	
合計		—	—	725,358 t

(東京湾北部地震)

被害区分		被害棟数・世帯数	発生原単位 ^{※1}	発生量
液状化 ・揺れ	全壊	0 棟	161 t / 棟	0 t
	半壊	18 棟	32 t / 棟	576 t
火災 消失	木造	— 棟 ^{※2}	107 t / 棟	1,717 t ^{※2}
	非木造	— 棟 ^{※2}	135 t / 棟	
合計		—	—	2,293 t

※1 発生原単位は東日本大震災の実績から求められた数値

※2 埼玉県災害廃棄物処理指針では、火災焼失件数は非公表となっている。

(関東平野北西縁断層帯地震)

区分	種類	割合 (%) ※4	発生量
液状化・揺れ	可燃物	8.0	55,265 t
	不燃物	28.0	193,427 t
	コンクリートがら	58.0	400,669 t
	金属類	3.0	20,724 t
	柱角材	3.0	20,724 t
火災焼失	可燃物	0.1	34 t
	不燃物	51.6	17,822 t
	コンクリートがら	44.3	15,312 t
	金属類	4.0	1,381 t
	柱角材	0.0	0 t
合計	合計	—	725,358 t
	可燃物	—	55,299 t
	不燃物	—	211,249 t
	コンクリートがら	—	415,981 t
	金属類	—	22,105 t
	柱角材	—	20,724 t

(東京湾北部地震)

区分	種類	割合 (%) ※4	発生量
液状化・揺れ	可燃物	8.0	46 t
	不燃物	28.0	161 t
	コンクリートがら	58.0	334 t
	金属類	3.0	17 t
	柱角材	3.0	17 t
火災焼失	可燃物	0.1	2 t
	不燃物	51.6	886 t
	コンクリートがら	44.3	761 t
	金属類	4.0	69 t
	柱角材	0.0	0 t
合計	合計	—	2,293 t
	可燃物	—	48 t
	不燃物	—	1,047 t
	コンクリートがら	—	1,095 t
	金属類	—	86 t
	柱角材	—	17 t

※4 発生原単位の「全壊」、「半壊」、「火災焼失」と種類別の割合は、首都直下地震の設定を準用

出典：災害廃棄物対策指針技術資料（平成 26 年 3 月 環境省）

埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）

② 風水害による災害がれき類の発生量

風水害による被害では、建物自体の損傷は少ないが、床上・床下浸水により畳や家電製品、家具などの家財道具などが水没することで災害がれき類が発生する。これら床上・床下浸水による災害がれき類発生量は、床上・床下浸水被災世帯から推計を行う。

荒川の氾濫での洪水被害による災害がれき類発生量の推計値は、表 4-1-2 に示すとおりで、これは本市のごみ排出量の約 40%（年間）に相当する。

表 4-1-2 水害による災害がれき類の発生量推計（荒川氾濫）

区分	被災戸数	原単位	発生量	備考
床上浸水	4,769 世帯	4.60 t / 世帯	21,937.0 t	浸水深が 0.5m 以上の被害
床下浸水	1,734 世帯	0.62 t / 世帯	1,075.0 t	浸水深が 0.5m 未満の被害
合 計			23,012 t	

種 類	割合 (%)	災害廃棄物量
合 計	100.0%	23,012 t
可燃物	38.6%	8,883 t
不燃物	9.1%	2,094 t
コンクリートがら	4.3%	990 t
金属	2.6%	598 t
柱角材	16.8%	3,866 t
危険物・有害物	0.5%	115 t
思い出の品・貴重品	0.1%	23 t
廃家電	1.9%	437 t
土砂	26.1%	6,006 t

※ 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない。

出典：災害廃棄物発生量と割合は、埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）

原単位は、災害廃棄物対策指針技術資料（平成 26 年 3 月 環境省）

(3) 分別及び収集

災害がれき類は、発生現場と仮置場において可能な限り分別を行い、適正な資源化による総合的な処理コストの低減と最終処分量を削減する。

収集及び運搬については、住民による自己搬出が考えられるが、搬出手段がない住民や大量の災害がれき類の収集・運搬を賄うため、廃棄物処理業者、建設業者、収集運搬業者などに要請を行い、適切な収集・運搬能力を確保する。

被災現場から仮置場への運搬及び搬入では、利用できる道路の幅員が狭い場合が多く小型の車両しか使えない場合が想定されるので、要請を行う場合は、その点に配慮する。

また、収集・運搬にあつたつては、次の事項に留意するように広報するとともに、道路上の散乱物や他の緊急車両への影響を考慮し、あらかじめ仮置場までの運搬ルートや注意事項を記載した経路図などを用意する。

- (ア) 運搬中に積荷が荷崩れを起こさないよう注意する。
- (イ) 分別された廃棄物が混合しないようにする。
- (ウ) 災害廃棄物の見かけ比重などに注意し、過積載とならないようにする。
- (エ) 解体現場での積み込みの際、適度な散水を行い、粉塵の飛散を防止する。
- (オ) 運搬中の粉塵の飛散や災害廃棄物の落下などが無いよう荷台をシートで覆う。

(4) 処理及び処分

災害がれき類の処理及び処分に際しては、可能な限り環境の保全や資源の有効活用に配慮し、再生資材にリサイクルすることで、災害廃棄物の処理量及び処分量を削減する。

再生利用する再生資材の例を表 4-1-3 に、災害がれき類の種類ごとの処理方法及び留意事項を表 4-1-4 に示す。

表 4-1-3 再生利用する再生資材

廃棄物（発生原）	再生資材	利用用途など
コンクリートがら	再生砕石	復興資材（道路路盤材など）
金属類	金属	鉄筋、鉄骨など
木質類（柱角材）	チップ、ペレット	サーマルリサイクル（燃料） マテリアルリサイクル（資材）
プラスチック類	フレーク、チップ	サーマルリサイクル（燃料） ケミカルリサイクル（燃料） マテリアルリサイクル（資材）
可燃物（焼却対象）	焼却灰	セメント原料など
土砂（氾濫堆積物）	土砂	復興資材（盛土材など）

出典：市町村災害廃棄物処理計画マニュアル（平成 28 年 3 月 埼玉県清掃行政研究協議会）を一部編集

表 4-1-4 災害がれき類の種類ごとの処理方法及び留意事項

種類	処理方法及び留意事項など
混合廃棄物 (ミンチ)	<ul style="list-style-type: none"> 混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメル（回転式選別機）やスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階的に処理する方法が考えられる。
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 水産廃棄物や食品廃棄物などの腐敗性廃棄物は、冷凍保存されていないものから優先して処理する。 水産廃棄物の処理及び処分の方法について東日本大震災では海洋処分が行われたが、その排出海域や排出方法については国の告示に基づき行われた。
家電類	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に、家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者などに引き渡してリサイクルすることが一般的である。この場合、市町村が製造業者などに支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。一方、津波などにより形状が大きく変化した家電リサイクル法対象物については、東日本大震災では破碎して焼却処理を行った事例がある。 冷蔵庫や冷凍庫の処理にあたっては、内部の飲食料品を取り出した後に廃棄するなど、生ごみの分別を徹底する。 冷蔵庫などフロン類を使用する機器については分別及び保管を徹底し、フロン類を回収する。
肥料、飼料など	<ul style="list-style-type: none"> 肥料や飼料などが被害を受けた場合は、平常時に把握している業者へ処理及び処分を依頼する。
木くず	<ul style="list-style-type: none"> 木くずの処理にあたっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発生量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要がある場合もある。

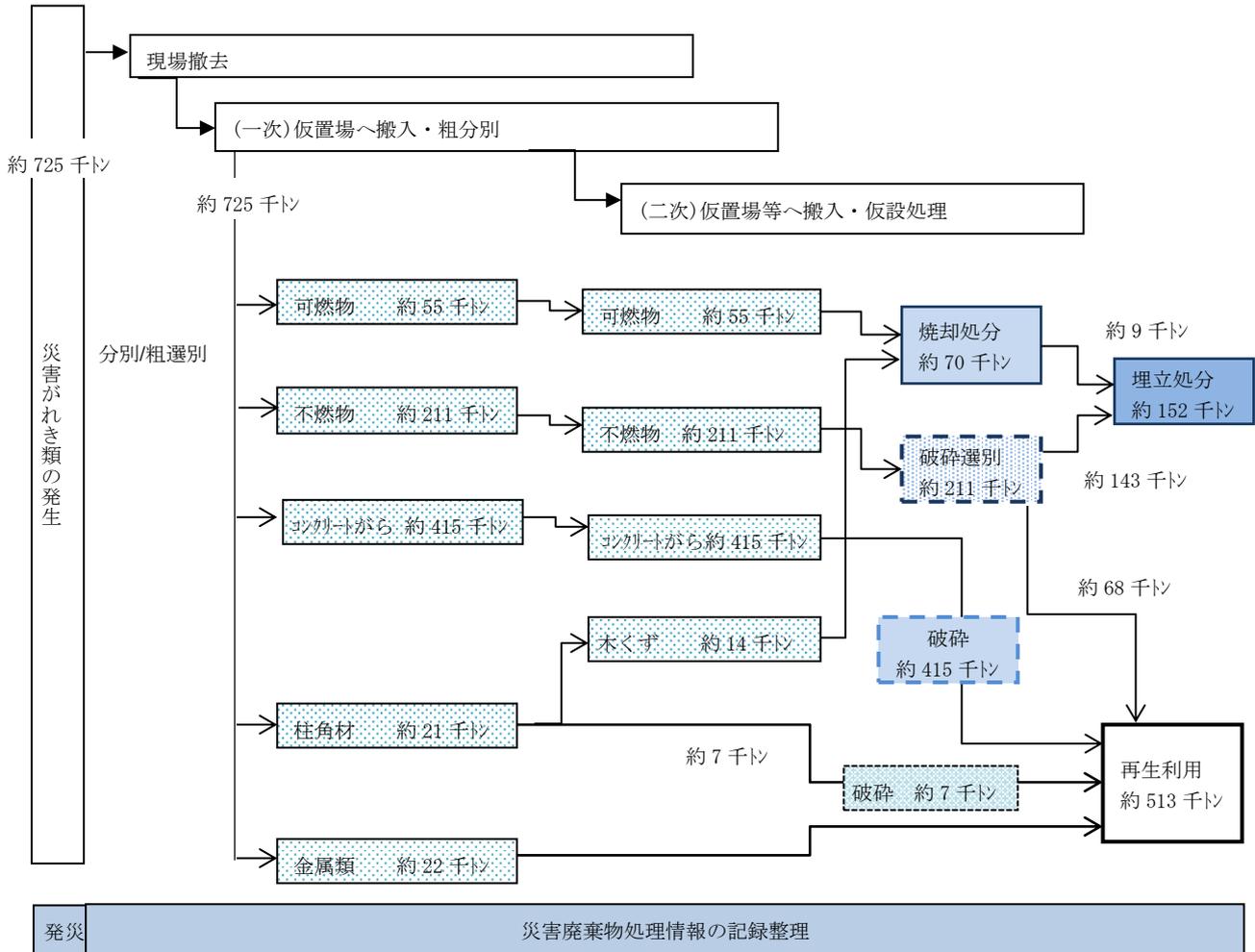
出典：市町村災害廃棄物処理計画マニュアル（平成 28 年 3 月 埼玉県清掃行政研究協議会）

(5) 処理及び処分のフロー

表 4-1-1 で推計した関東平野北西縁断層帯地震による災害がれき類発生量に基づく処理フローを図 4-1-1 に示す。

災害がれき類には、コンクリートがらなど、本市で処理が困難な物も多いため、県や業界団体などに応援要請を行い、適正に処理する。

発災	速やかな処理を目指す（最長でも3年以内）		
	初動期（～数日間）	応急対応（～3ヶ月程度）	復旧・復興（最長でも3年以内）



- ※ 端数処理のため処理量は一致していない。
- ※ 焼却処理後の焼却灰等は全量埋立処分することを想定して作成した。

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）を編集

図 4-1-1 災害がれき類処理フロー

(6) 仮設処理施設

本市のごみ処理施設の処理能力を大きく上回る量の災害がれき類が発生し、スケジュール内の処理が困難と判断される場合には、県、県内市町村、業界団体などに応援要請を行い、適切な処理及び処分を行うことを原則とし、仮設処理施設の設置については考慮しない。

4-2 仮置場

(1) 仮置場に求められる機能

仮置場は、表 4-2-1 に示す区分で設置する。

緊急仮置場は、発災直後など緊急的に設置する。

災害規模が大きく、単一の仮置場として必要面積分の候補地の確保が困難な場合は、仮置場を一次仮置場と二次仮置場に分けて設置する。その場合、一次仮置場では、災害廃棄物を被災現場から二次仮置場に運搬する際の中継施設とし、市内に複数設置する。また、一次仮置場では、手作業、重機作業により粗選別を行う。二次仮置場では、主に一次仮置場から搬入された災害廃棄物の選別を行い、破碎処理施設、焼却施設及び最終処分場へ随時搬送する。

また、緊急・一次・二次仮置場の候補地を、表 4-2-2 に示す。

表 4-2-1 仮置場の種類と機能の概要

区 分		機 能
仮置場	緊急	被災住民が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とし、被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数か月間に限定して受け入れる。 また、道路啓開に伴い、倒壊した建物などを早急に撤去するために、一時的にがれき類を搬入する。 ただし、搬入に際しては、危険物や有害物などが搬入されたり、周辺的生活環境が悪化したりしないように、緊急仮置場周辺の自治会や環境美化推進員など搬入・管理方法や設置期間について協議する。
	一次	被災住民が直接、災害廃棄物を搬入するとともに、本市委託業者や家屋解体事業者などが搬入する。災害廃棄物の前処理（粗選別など）を行い、積み替え拠点としての機能を持つ。 被災現場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、粗選別を行う。
	二次	粗選別された災害廃棄物を、破碎・選別により細かく選別し資源化するとともに、資源化された資源物を保管する機能を持つ。

出典：市町村災害廃棄物処理計画マニュアル（平成 28 年 3 月 埼玉県清掃行政研究協議会）

表 4-2-2 仮置場の候補地

区 分	候補地	
仮置場	緊急	・自治会等から申し入れにより設置した駐車場・公園等
	一次	・上平公園 ・丸山公園 など
	二次	・平方野球場 ・平方スポーツ広場

(2) 必要面積の算出

仮置場の必要面積の算出方法を表 4-2-3 に示す。

表 4-2-3 仮置場の必要面積の算出方法

◆面積の推計方法の例	
面積	$\text{面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$
集積量	集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量
処理量	処理量 = 災害廃棄物の発生量 \div 処理期間
見かけ比重	: 可燃物 0.4 (t/m ³)、不燃物 1.1 (t/m ³)
積み上げ高さ	: 5m以下が望ましい。
作業スペース割合	: 0.8~1.0

※ 本計画では、積み上げ高さは 5m、作業スペース割合は 1 を採用

出典：災害廃棄物対策指針技術資料（平成 26 年 3 月 環境省）

表 4-1-1、表 4-1-2 で推計された災害がれき類の発生量から求めた仮置場の必要面積を表 4-2-4 に示す。

その際、重量から体積への換算で用いた見かけ比重を表 4-2-5 に示す。

表 4-2-4 仮置場必要面積

区分	発生量 (t)	発生量 (m ³)	仮置場必要面積 (m ²)
関東平野北西縁断層帯地震	725,358	668,604	267,442
東京湾北部地震	2,293	1,919	767
荒川氾濫	23,012	36,518	14,608

表 4-2-5 見かけ比重一覧

種類	見かけ比重	備考
可燃物	0.40 t/m ³	災害廃棄物対策指針より
不燃物	1.10 t/m ³	災害廃棄物対策指針より
コンクリートがら	1.48 t/m ³	環境省通知 [*] の値より
金属類	1.13 t/m ³	環境省通知 [*] の値より
柱角材	0.55 t/m ³	環境省通知 [*] の値より
危険物・有害物	0.30 t/m ³	環境省通知 [*] の値より(感染性廃棄物、廃石綿)
思い出の品・貴重品	1.00 t/m ³	1,00 とした
廃家電	1.00 t/m ³	環境省通知 [*] の値より
土砂	1.80 t/m ³	建設発生土などで用いられる値

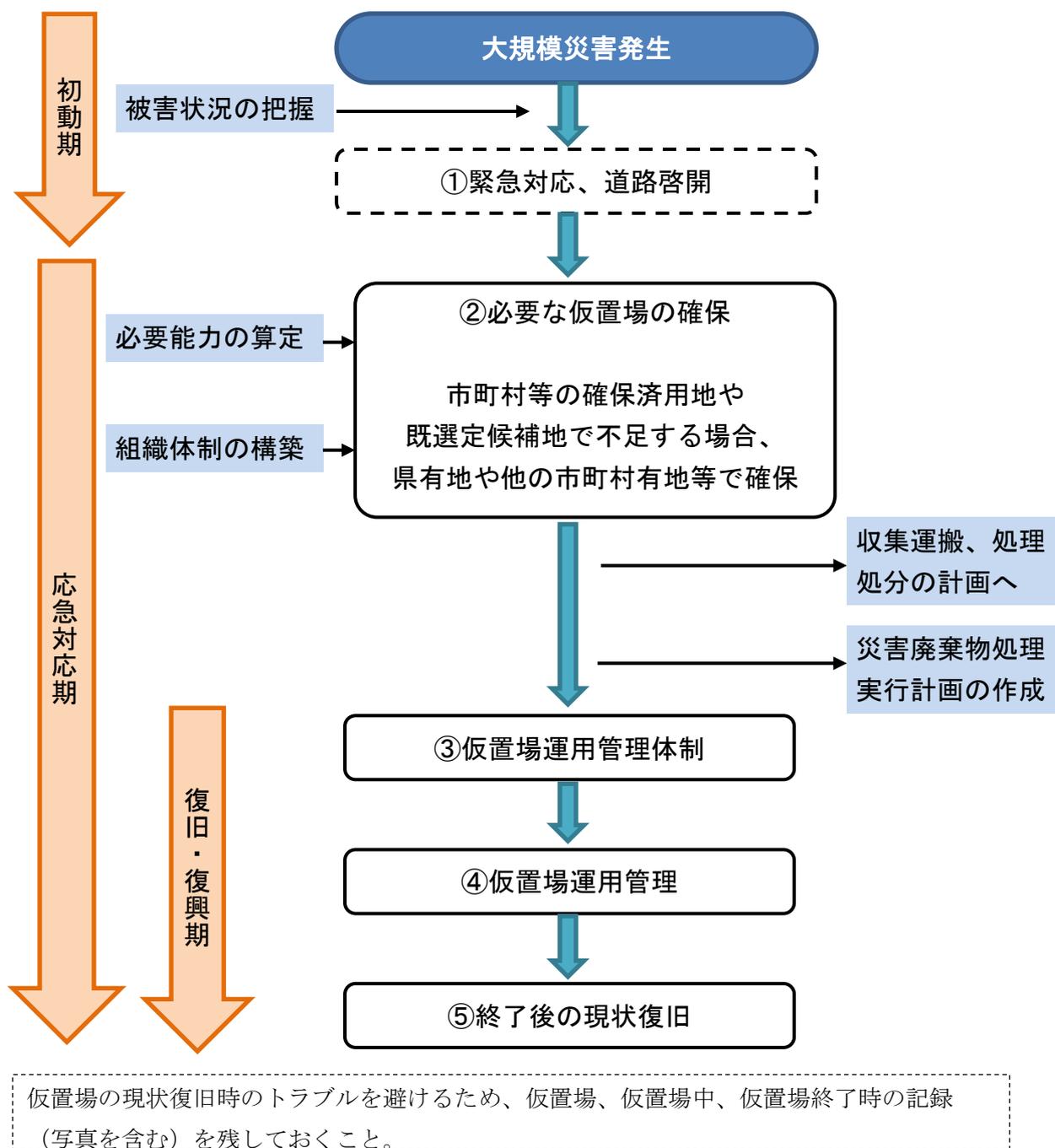
※ 環廃産発第 061227006 号産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）

(3) 仮置場の選定と確保

大規模災害発生時には、速やかな災害廃棄物の現場撤去を実施するため、西貝塚環境センター班が選定及び確保した仮置場候補地について運営管理を行う。

大規模災害発生時の仮置場の確保及び運営管理の対応フローを図 4-2-1 に示す。

図 4-2-1 仮置場の確保及び運営管理に係る対応フロー



出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）

(4) 仮置場の運営

復旧及び復興の状況によっては、使用中の仮置場周辺での渋滞が常態化するおそれがあるので、渋滞解消などを検討する。

また、使用中の全ての仮置場で環境モニタリング（4-3 環境モニタリングを参照）を継続して実施し、その結果を公表する。

腐敗性廃棄物を集積する場合は、優先的に処理を行い、悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤やシート被覆などの対応を実施する。

火災対策として、廃棄物の性状に応じ積み上げ高さの制限（5m以下）や堆積物間の距離の確保、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施するほか、定期的に温度計測を行う。また、火災発災時に備えて消火機材を設置するなど、初期消火体制を整える。

仮置場は、災害廃棄物処理の進捗に合わせて、順次閉鎖する。なお、閉鎖する仮置場は土壌調査などを実施したうえで、地権者へ契約に基づいて返還する

① 搬入・搬出管理

災害廃棄物の作業効率を高め、更に不法投棄を防止するために、正確で迅速な搬入・搬出管理を行う。また、その後の処理量やコストを見積もる上でも、量や分別に対する状況把握を日々行う。また、交付金申請の資料とするため、搬入車及び搬入ごみの写真撮影を行う。

② 仮置場の安全管理

作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。靴については、破傷風の原因となる釘なども多いため、安全長靴をはくことが望ましいが、入手困難な場合は長靴に厚い中敷きを入れるなどの工夫をする。

③ 仮置場の路盤整備

仮置場の路盤について、特に土（農地を含む）の上に集積する場合、散水に伴う建設機械のトラフィカビリティ[※]を確保するため、仮設用道路などに使う「敷鉄板」（基本リース品）を手当する。また、水硬性のある道路用鉄鋼スラグ（HMS）を路盤として使用することもできる。

※ 土木用重機の走行に必要な地盤の強度のこと

④ 搬入路の整備

アクセス・搬入路については、大型車がアクセスできるコンクリート、アスファルト、砂利舗装された道路（幅12m程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。

なお、発生した災害廃棄物は、事後の復旧を考慮した上で浸水地区への仮設道路の路盤材として使うことも可能である。

(5) 必要な設備機器など

仮置場に搬入された災害廃棄物の積み降ろし、選別及び破碎を行うには、表 4-2-6 に示す車両及び処理設備が必要になるが、保有することは困難であるため、協定を締結している上尾市建設業協会など車両や機材を保有する業者に仮置場の管理の協力を依頼する。

表 4-2-6 仮置場の管理・運営などで必要と想定される車両や設備例

種別	設備機器	備考
積み降ろし 及び運搬	○油圧ショベル ○ブルドーザー ○ホイールローダー ○ショベルローダー ○ダンプ ○平ボディ車 ○ユニック車 ○軽トラック ○フォークリフト など	油圧ショベルは、圧破碎、ブレーカー、カッター、フォーク、破碎機などのアタッチメントを用いれば、破碎や粗選別に利用可能
破碎及び選別	○破碎機、クラッシャー ○選別機 など	木くず、可燃物、コンクリート塊、金属くず、不燃物、混合物に選別
その他	○照明車、投光器 ○レッカー車 ○排水ポンプ車 ○散水車 ○プレハブ事務所 ○トラックスケール など	夜間作業の安全性及び効率性の確保 輸送路及び収集・運搬路の障害物撤去 周辺環境保全（砂塵対策など） 仮置場の管理上必要となる設備

出典：災害廃棄物対策指針技術資料（平成 26 年 3 月 環境省）

(6) 仮置場で受け入れる災害廃棄物

仮置場には、表 1-5-1 で示した地震や水害等の災害によって発生する災害廃棄物のほか、道路啓開で発生したがれき類を受け入れ、被災者や避難所の生活に伴う廃棄物は原則として日常の収集方法での回収を行う。

個人や事業所が搬入する場合には、災害廃棄物であることを確認するために、罹災証明や発生場所などについて確認を行い、通常的生活ごみや事業系ごみ、産業廃棄物などの「便乗ごみ」の搬入を防止する措置を講じる。

また、表 1-5-1 で示した災害廃棄物のうち、PCB 廃棄物や石綿含有廃棄物などの危険物及び有害物については仮置場への搬入は受け付けず、直接専門の処理業者での処理を指示する。また、誤って混入された有害物及び危険物は適切に保管及び管理を行う。

(7) 仮置場の配置イメージ

仮置場の配置（レイアウト）例を図 4-2-2 に示す。

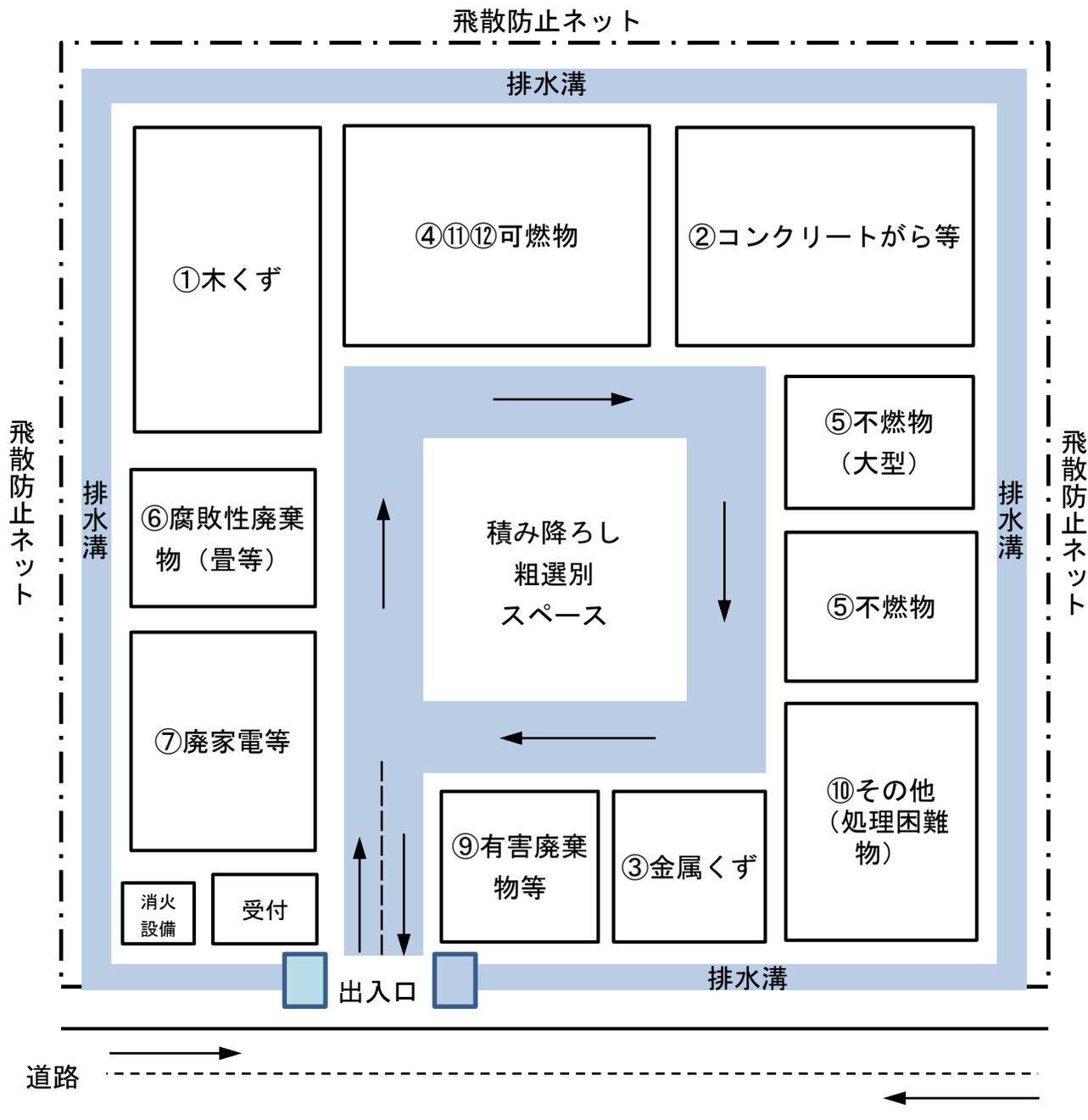


図 4-2-2 一次仮置場のレイアウト例

(8) 仮置場管理上の留意事項

(ア) 原則として一方通行とし、分岐や合流は極力少なくする。

出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りの一方通行にする。

(イ) 搬入の多いものは、なるべく奥に配置する。(車を仮置場内に滞留させ、道路での渋滞を発生させない。)

- (ウ) 仮置場への進入、仮置場からの退場は、左折のみとするのが望ましい。
- (エ) 入口に全体の見取図を掲示するとともに、出入口には誘導員を配置する。
- (オ) 区画ごとに分別区分を示す掲示を設ける。(簡易なものでよい。大きく目立つように。)
- (カ) 火災防止のため、区画と区画は2 m以上離し、積上高は5 m以下とする。
- (キ) 可燃物は積上高3 m以下とし、灯油などの可燃性危険物から離す。
- (ク) 畳は濡れると発酵による発火の恐れがあるため、積上高2 m以下を厳守する。
- (ケ) 消防署に仮置場の所在地を連絡しておく。
- (コ) 比較的大量に搬入されることが予想されるものについては、荷下ろしの補助員を多めに配置し、区画を2箇所に分けて配置する。
- (カ) 土壌へのめり込む等が懸念される場合は、必要に応じて遮水シートや敷鉄板等を敷設。
- (シ) 不法投棄や資源物の盗難等の防止のため、敷地境界に仮囲いを設けるとともに、夜間等無人となる際には施錠する。
- (エ) 仮置場までのアクセスルートでの渋滞発生を防ぐため、警察と相談する他、案内看板を設置する。

4-3 環境モニタリング

環境モニタリングは、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止することを目的としている。

また、仮置場における火災防止対策の観点からも、警備員を夜間にも常駐させ、定期的に仮置場の見回りを行う。可燃物を仮置きしている場合は可燃物からの発煙の有無を目視確認するとともに、定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき管理を行う。

このほか、建物の解体現場においても大気（粉じん、アスベスト）、騒音・振動等を定期的に測定するとともに、作業員の安全対策の状況も合わせて確認する。

表 4-3-1 環境モニタリング項目

影響項目	環境影響	対策例
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭・腐敗性廃棄物の優先的な処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：災害廃棄物対策指針技術資料（平成26年3月 環境省）

4-4 損壊家屋など

(1) 被災家屋の解体

損壊により倒壊の危険のある建物の解体、撤去及び処分については、原則として建物所有者の責任で実施する。

しかし、「倒壊してがれき状態になっている建物および元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる」とされている。

* 「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）。

一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認することが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。

建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄を行う。

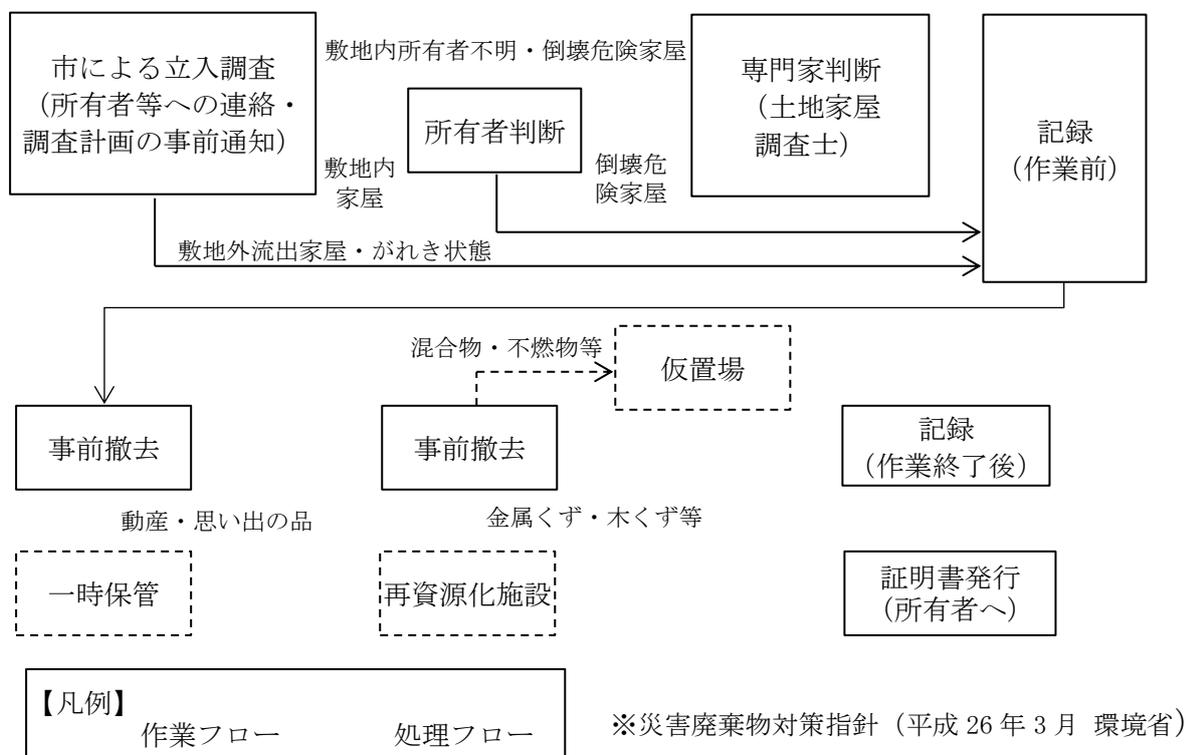


図 4-4-1 倒壊家屋等の作業・処理フロー

4-5 最終処分

発生した災害廃棄物の最終処分は、平常時の最終処分体制を基本とし、平常時の対応が困難な場合は、県、県内市町村、業界団体などに応援要請により対応する。

4-6 適正処理困難物等への対応

消火器、ガスボンベ等の危険物や、農薬、毒劇物等の薬品類、PCB含有廃棄物等の有害廃棄物は、生活環境保全上の観点及び住民への健康影響防止の観点から、他の災害廃棄物よりも優先的に回収し、他の廃棄物と区別して保管するとともに、専門機関、専門処理業者への委託等により適正に処理する必要がある。

取扱いに注意を要する代表的な有害・危険製品の収集・処理方法の例を表4-6-1に示す。

表 4-6-1 代表的な有害・危険製品の収集・処理方法の例

品目	処理処分の方法（例）
農薬	J Aや農薬等の販売店やメーカーへ回収や処理を依頼する。
毒物又は劇物	毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。
有機溶剤(シンナー、塗料、トリクロロエチレン等)	販売店やメーカー等へ処理を委託する。 産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。
電池類(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニカド電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー等)	リサイクル協会店又はボタン電池回収協力店による回収を依頼する。
灯油、ガソリン、エンジンオイル等	販売店、ガソリンスタンド等への回収や処理を依頼する。 産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。
消火器	一般社団法人日本消火器工業会に連絡して回収や処理等を依頼する。
石綿(飛散性) 石綿含有物(非飛散性)	回収した廃石綿及び石綿含有廃棄物は、プラスチックバックやフレキシブルコンテナバッグで、二重梱包や固化により飛散防止措置を行ったうえで、管理型最終処分場において埋立処分、あるいは熔融による無害化処理を行う。
PCB含有機器(トランス、コンデンサ等)	既存のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容等を踏まえ処理を行う。所有者不明のものは、濃度分析を行い、判明した濃度に応じて適正に処理する。高濃度のものは中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)で、低濃度のものは環境省の認定施設へ処理を委託する。
感染性廃棄物(注射器針等)	産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。
ガスボンベ(LPガス、高圧ガス等)	容器の記載から、ボンベの所有者が確認できる場合は、そのガス会社に連絡して引き取ってもらう。文字が消えるなど所有者が確認できない場合は、一般ガスであれば、埼玉県高圧ガス溶材協会へ、LPガスについては、一般社団法人埼玉県LPガス協会へ連絡し回収方法を確認する。

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月 埼玉県）

4-7 各種リサイクル法等に対応した廃棄物の処理

災害発生時においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や各種リサイクル法に基づき、必要な措置を講じるとともに、パソコンリサイクルや二輪リサイクル等のような自主的なリサイクルの取組も可能な限り努める必要がある。

(1) 廃家電等

廃家電のうち、家電リサイクル法対象品目は家電リサイクル法ルートで、その他の家電製品については、PC、携帯電話、小型家電等は、既存のルートでリサイクルすることを原則とする。

市は、発生段階で可能な限り分別を行い、品目ごとに収集運搬・保管を行い、リサイクルルールに回すことが困難である廃家電等は、粗大ごみとして他の不燃物と同様に取り扱うこととする。

廃家電中に有害物・危険物を含む製品や、PC、携帯電話、デジカメ・ビデオ、HDDなど思い出の品に該当する可能性がある製品については、取扱に留意する。

(2) 二輪車

原則として、ハンドル、車体（フレーム）、ガソリタンク、エンジン、前後輪が一体となっているものは、二輪車リサイクルシステムに基づき処理を行う。被災地からの撤去・移動・所有者若しくは処理業者引渡しまでの間、仮置場で一次保管を行う。

二輪車の処理方法と留意点を表 4-7-1 に示す。

表 4-7-1 二輪車の処理方法と留意点

項目	留意点等
被災二輪車の状況確認と撤去・移動	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車の被災地からの引渡し先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。 被災二輪車は、バイク積載車両等により仮置場まで輸送する。 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。 電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。 電気二輪車、ハイブリッド二輪車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。 廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。
所有者の照会	<ul style="list-style-type: none"> 車両ナンバー、車検証等から被災二輪車の所有者照会を行い、所有者引取が可能か否かを判断する。 被災二輪車の所有者を調べるには、情報の内容により、軽自動車検査協会、軽自動車協会、各市町村となる。

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）

(3) 自動車

大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づき処理することを原則とする。

所有者が判明し、所有者に引取りの意思がある場合は、所有者に引渡し、所有者に引取りの意思がない場合は、処理業者（自動車販売業者、解体業者等）に引き渡す。

所有者不明の場合は、被災地から撤去・移動するが、仮置場で一次保管した後、所有者若しくは処理業者へ引き渡す。

自動車の処理方法と留意点を表 4-7-3 に示す。

表 4-7-3 自動車の処理方法と留意点

項目	留意点等
被災自動車の状況確認と撤去・移動	<ul style="list-style-type: none">被災自動車の被災地からの引渡し先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。被災車両は、レッカー車、キャリアカーにより仮置場まで輸送する。冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。電気自動車、ハイブリッド車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。
所有者の照会	<ul style="list-style-type: none">被災自動車の所有者を調べるには、情報の内容により、国土交通省、軽自動車検査協会、陸運局となる。仮置場に搬入された被災自動車で、所有者が不明の場合は、一定期間公示し、所有者が市町村に帰属してから当該車両を引取業者に引き渡す。
仮置場における保管	<ul style="list-style-type: none">使用済み自動車の保管の高さは、野外において囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまでとする（ただし、構造耐力上安全なラックを設けて保管し、適切積み下ろしができる場合を除く）。大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが原則平積みとする。堆積物等が車内に存在する場合は、堆積物を事前に除去することが望ましい。被災車両は、車台番号及びナンバープレート情報が判別できるものとできないものに区分する。

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）

4-8 し尿

(1) 仮設トイレの備蓄数

本市の仮設トイレの備蓄量を表 4-8-1 に示す。

表 4-8-1 仮設トイレの備蓄量

品目	数量
組立式トイレ (タンク式)	69 台
簡易便器・処理袋セット	10,800 回分
非常時用排便収納袋	25,700 回分
マンホールトイレ	14 か所・210 台

出典: 上尾市地域防災計画 (平成 30 年 3 月) 主な備蓄物資の状況より抜粋

(2) 発生量の推計

災害時のし尿収集必要量の推計方法を表 4-8-2 に示す。

表 4-8-2 し尿収集必要量の推計方法

し尿収集必要量

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1 日 1 人平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口) × 1.7 L / 人・日

①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難者数 : 避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数 = { 水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口) }
× 上水道支障率 × 1 / 2

水洗化人口 : 平常時に水洗トイレを使用する住民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口 : 水洗化人口 + 非水洗化人口

上水道支障率 : 地震による上水道の被害率

1 / 2 : 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち
約 1 / 2 の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

汲取人口 : 計画収集人口

出典 : 災害廃棄物対策指針技術資料 (平成 26 年 3 月 環境省)

(3) 仮設トイレの設置及び管理

① 仮設トイレの設置

仮設トイレを設置した場合には、速やかに設置場所などについて防災行政無線や広報車などにより広報を行う。

なお、設置場所が民有地の場合は、土地賃貸借契約を締結するものとする。

② 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理については、必要な消毒剤や消臭剤などの散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。特に避難所などにおいて、仮設トイレが不衛生であると、避難者がトイレを我慢するために水分や食事を控えてしまい、栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）などの健康障害による、いわゆる震災関連死の原因ともなりかねない。このため、仮設トイレの設置に際しては、要配慮者及び女性へ配慮し、衛生面だけでなく安心して利用できるし尿処理体制を整備する。

仮設トイレの清掃など管理業務は、発災直後は、職員及びボランティアが対応するが、指定避難所の運営組織の整備後は、管理業務を運営組織に引き継ぐ。

③ その他

下水道施設に被害が発生した場合には、復旧作業に支障を来すため、被害状況が判明するまでは水洗トイレの使用禁止と、仮設トイレや近隣公共施設の汲み取り式トイレの使用を呼びかける。

上水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(4) 収集及び運搬

災害時においても、計画収集世帯の収集作業は平常どおり行うことを基本とする。

仮設トイレや避難所などの収集及び運搬については、仮設トイレ設置数及び避難者数などの利用状況に応じて優先順位を決定し、実施する。

また、災害により上下水道施設が被害を受けた場合、水洗便所の使用ができなくなることが想定される。その場合、建物などの被害状況以上に仮設トイレなどの利用者が増加し、避難所の収容人数に基づくし尿発生量を大きく上回る汲み取りし尿が発生し、想定した収集・運搬体制では能力に不足が生じるおそれがある。そのような場合には、県、県内市町村、業界団体などに協力を要請し、緊急を要する地域から速やかにし尿の収集及び運搬を実施する。

なお、収集及び運搬を要請する際には、許可業者と収集分担区域や収集運搬ルートなどについて協議する。

(5) 処理及び処分

収集したし尿は、平常時と同様に上尾、桶川、伊奈衛生組合で処理することを基本とするが、施設の全部又は一部が被災するなどにより通常の稼働が困難となった場合は、県、県内市町村などに応援要請を行い、安定的なし尿処理体制を整備する。

4-9 避難所ごみ

(1) 発生量の推計

避難所ごみの発生量推計方法を表 4-9-1 に示す。

避難所などの衛生環境保全のため、避難所班と連携を図り、収集は発災後 3 日以内を目途に開始する。

災害により避難所を設置した場合には、各避難所の収容人数規模を考慮して、避難所ごみの回収も対応できるような収集・運搬体制を整備する。

表 4-9-1 避難所ごみ発生量推計方法

【前提条件】
<ul style="list-style-type: none">・ 在宅世帯以外に避難所からの増加分が加わる。・ 避難所数に原単位を乗じて生活ごみの発生量を推計する。・ 原単位は、収集実績に基づき設定する。
$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位}^* (\text{g/人} \cdot \text{日})$
※ 発生原単位は、家庭ごみ（粗大ごみと有害ごみを除く）の一人 1 日あたり発生量（表 4-9-2 を参照）を用いる。

出典：災害廃棄物対策指針技術資料（平成 26 年 3 月 環境省）

表 4-9-2 発生原単位（平成 29 年度）

種類	原単位 (g/人・日)
燃やせるごみ	520.5
燃やせないごみ	17.6
資源物	51.7
計	589.8

(2) 分別及び収集

避難所ごみは、発災直後では水や食料を中心とした支援物資による容器包装などのプラスチック類やペットボトルなどが多く発生する。

発災後 3 日程度経過すると食料品だけではなく、衣類や日用品も届き始めるため、それにともなって段ボールや日用品に伴うごみも多く発生することになる。

また、医療系などの有害・危険廃棄物については、取扱いに注意し密閉保管するように周知する。

避難所ごみの分別は、表 4-9-3 に示す平常時の家庭ごみの分別・排出区分を基本とするが、被災状況や避難所ごみの発生状況により適宜区分の見直しを行う。

避難所ごみの収集・運搬作業は、一般廃棄物収集運搬許可業者に要請し、被害状況や避難所の状況に応じて、避難所ごみの収集・運搬を実施する。適切な収集・運搬体制が確保できない場合には、県、県内市町村、業界団体などへ要請を行い、適切な収集・運搬体制を整備する。

表 4-9-3 分別・収集の状況

分別区分	主な分別項目
可燃物（燃えるごみ）	生ごみ、紙くず、枝木等、カーペット類、ビニール・プラスチック類、革製品
不燃物（燃やせないごみ）	金属・陶器、ガラス類、
粗大ごみ	60 cm×30 cm×30 cmを超えるごみ、家具類
有害ごみ	廃乾電池、廃蛍光管、消火器
資源物	ペットボトル
	飲料缶・スプレー缶
	紙類・布類

（3）必要となる焼却能力

災害発災時に環境センターが被災を受けずに焼却炉が3基とも稼働した場合、現状では法定・定期点検及び修理期間に10か月程度を要しており、3基稼働する期間を2か月程度と想定し必要となる焼却能力を検討する。

災害ごとの可燃物の発生量を表4-9-4示し、災害ごとの可燃物処理日数を表4-9-5に示す。

表 4-9-4 災害ごとの可燃物発生量

分別区分	区 分	発生量（t）
可燃物（燃えるごみ）	関東平野北西縁断層帯地震	55,299
	東京湾北部地震	48
	荒川氾濫	8,883

表 4-9-5 災害ごとの処理日数

検討ケース	区 分	処理に要す日数（日）
環境センターが被災なく、 焼却炉が3基とも稼働して いる場合	関東平野北西縁断層帯地震	711
	東京湾北部地震	1
	荒川氾濫	115

※ 環境センターの一般廃棄物処理量を一日当たり140tと仮定した場合、

300 t/日：災害廃棄物 160 t × 65 日 = 10,400 t

200 t/日：災害廃棄物 60 t × 300 日 = 18,000 t

年間処理量：10,400 t + 18,000 t = 28,400 t

1日当たりの処理量：28,400 t ÷ 365 日 = 77.8 t

要災害廃棄物処理日数：発生量 ÷ 77.8 t

4-10 貴重品・思い出の品など

(1) 基本的事項

がれき類の搬出時や建物の解体時、仮置場での分別作業時やボランティアによる片付け作業時に、表 4-10-1 に示すような貴重品や思い出の品が発見され、所有者が判明している場合には速やかに所有者に引き渡すが、所有者が不明の場合は、警察への引き渡し、もしくは本市で保管及び管理する。

表 4-10-1 貴重品及び思い出の品の例

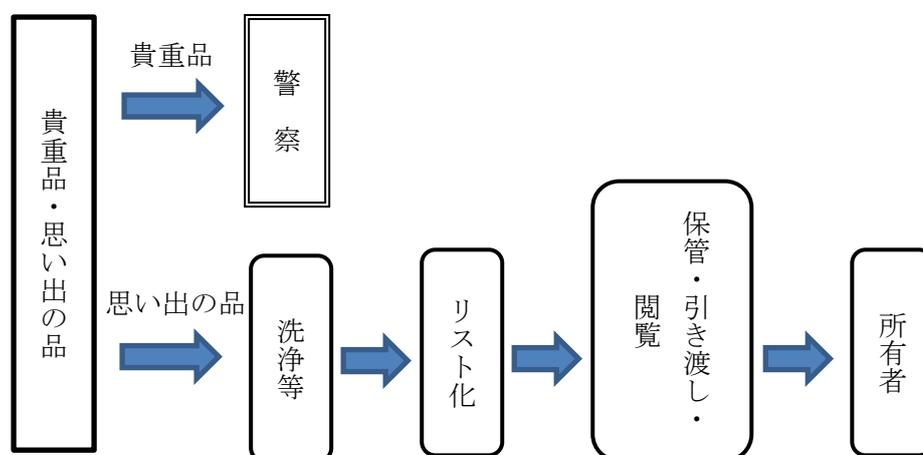
区 分	主な分別項目
貴重品	株券、金券、商品券、古銭、財布、通帳、ハンコ、貴金属類など
思い出の品	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、手帳、成績表、写真、PC、HDD、携帯電話、ビデオカメラ、デジカメなど

(2) 回収、保管、管理及び閲覧時の留意点

貴重品や思い出の品などの回収及び引き渡しのフローを図 4-10-1 に示す。また、回収、保管、管理、及び閲覧時の留意点を以下に示す。

- (ア) 撤去・解体作業員による回収の他、現場や人員の状況により思い出の品を回収するチームを作り回収する。
- (イ) 貴重品については、警察へ引き渡す。
- (ウ) 思い出の品については、土や泥がついている場合、洗浄、乾燥し自治体等で保管・管理する。また、閲覧の機会を作り、持ち主に戻すことが望ましい。
- (エ) 思い出の品は膨大な量となることが想定され、また、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し管理する。

図 4-10-1 貴重品・思い出の品などの回収及び引き渡しのフロー



出典：災害廃棄物対策指針技術資料（平成 26 年 3 月 環境省）一部修正・加筆

4-1-1 ボランティアなどとの連携

大規模災害時には、様々な分野において柔軟できめ細かい対応が可能なボランティアや民間非営利団体（以下「ボランティアなど」という。）などによるボランティア活動が行われており、被災地域の復旧・復興に重要な役割を果たしていることから、今後発生することが予想される災害対応の各場面で、ボランティアなどとの連携が極めて重要であり必要となる。

(1) ボランティアなどの派遣

災害時におけるボランティアなどの受入れについては、市防災計画に基づき対応を行うものとし、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間など必要事項を明示して、ボランティアセンターが行う。

また、廃棄物処理など専門分野のボランティアが必要な場合は、別途県に派遣を依頼する。

(2) ボランティアなどの作業時の留意事項

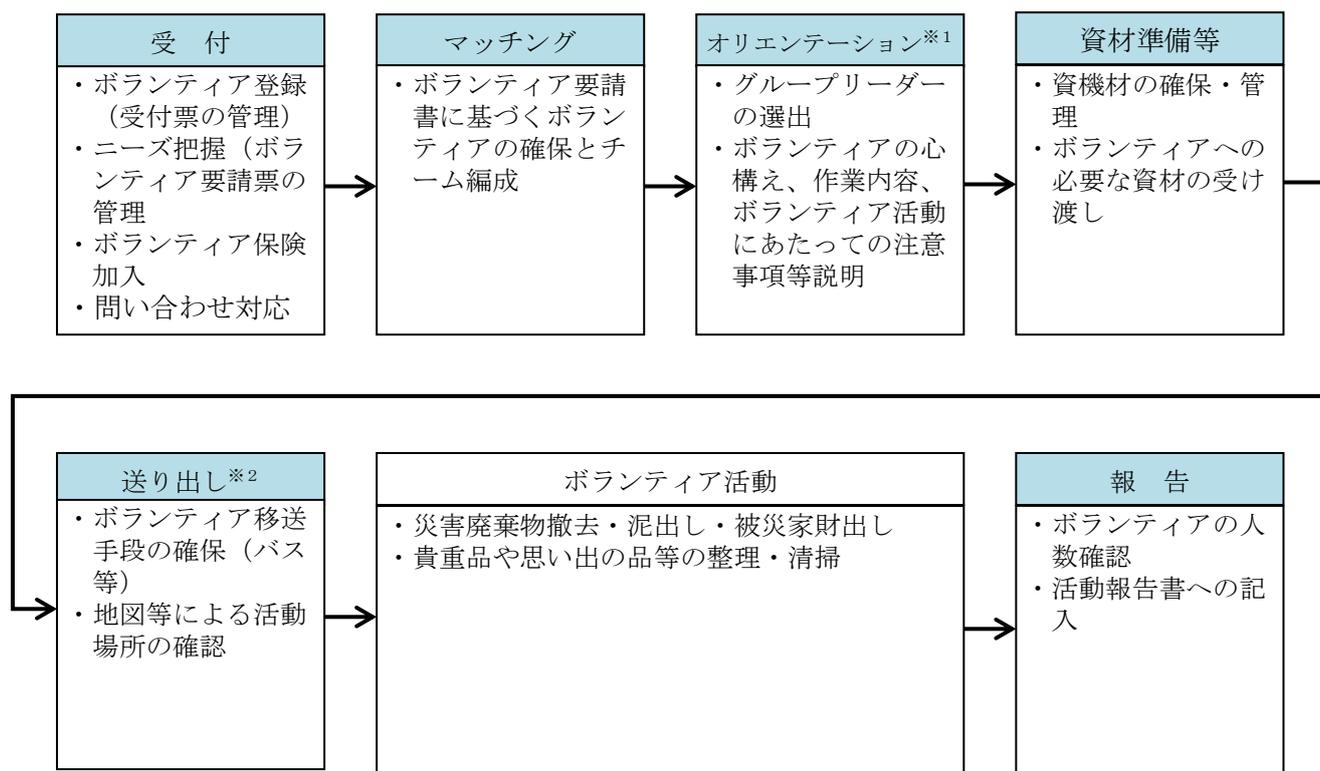
参集したボランティアなどについては、災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思い出の品などの整理及び清掃などの作業を要請する。

災害時には、ボランティア活動においても混乱が予想されるため、ボランティア関係団体と密接な連絡調整を行い、安全で効果的なボランティア活動が行えるよう作業内容の指示、連絡などに十分配慮する。

また、復旧段階では災害ボランティアが多人数必要となるため、混乱を招かないために行政・社会福祉協議会・ボランティア連絡会等によって災害ボランティアセンターを設置し、現地ニーズと人材のマッチングを行う。また、予めボランティア全体の統括者（コーディネータ）を選任し、ボランティアへの情報共有と現場での安全管理を行う。ボランティアセンターでの作業フローを図4-11-1に示す。

なお、一般的なボランティアなどは廃棄物処理などに不慣れであることから、災害廃棄物の分別方法や、ガスボンベや石綿含有建材などの扱いに関する注意事項などは、作業内容に応じて防塵マスクやヘルメット、底の丈夫な靴の着用徹底など、作業時の安全を確保する。

図 4-11-1 ボランティアセンターでの作業フロー



※1 オリエンテーションはマッチングの前に行う場合がある。

※2 送り出しは資材等準備の前に行う場合がある。

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省）

第 5 章 市民等への広報・啓発

5-1 市民への広報

災害廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物及びし尿の収集の再開方法、仮置場の開設状況、仮置場への粗大ごみの持ち込み、廃棄物の分別方法、仮設トイレの設置状況等について市民に広報により情報発信する。

なお、災害初動時は安否確認や避難所、救援物資など優先して伝達すべき情報の周知を阻害しないよう、緊急情報（有害・危険物やし尿の収集、問い合わせ先等）に限って発信する。

初動対応が収束し、災害廃棄物の撤去・処理開始後は、便乗ごみの排出自粛や分別の徹底等について、具体的な情報を正確に周知する。

対応時期ごとの発信方法や発信内容などを表 5-1-1 に示す

表 5-1-1 対応時期ごとの発信方法と発信内容

対応時期	発信方法	発信内容	詳細
災害初動期	<ul style="list-style-type: none"> 市役所、支所、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し 市のホームページ、SNS マスコミ報道 広報宣伝車 防災行政無線 	<ul style="list-style-type: none"> 有害物及び危険物の取り扱い 家庭ごみやし尿及び浄化槽汚泥等の収集体制 問い合わせ先 等 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、避難所等の優先情報の阻害や、混乱を招かないように配慮する。 Q&A集等を作成し、情報の一元化に努める。 どの時期にどの情報を伝えるか、大まかなロードマップを作成する。
災害廃棄物の撤去・処理開始時	<p>初動期の発信方法に以下の方法を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 回覧板 避難所での説明会 広報あげお 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の設置状況 被災自動車等の確認 被災家屋の取り扱い 倒壊家屋の撤去などに関する具体的な情報（対象物、場所、期間、手続き等）等 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等は、具体的に情報を発信する。 写真やイラストを用い、誰にでも分かり易い分別の手引きを作成する。
処理ライン確定～本格稼働時	<p>災害初動期及び災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法に同じ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 処理実行計画 災害廃棄物処理の進捗状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場への搬入に関して、通行禁止や不可ルート等を明示し、円滑に処理できるよう住民及び事業者に対して協力を要請する。

5-2 市民への啓発

災害廃棄物を適正かつ迅速な処理をすすめるためには、市民や事業者の理解と協力、日頃の備えが必要である。このため、平常時において以下の点について広報、啓発を行う。

- (ア) 災害時においても平常時と同様に正しい分別及び排出が徹底されるように、平常時におけるごみの分別マナーなど環境意識を向上させる。
- (イ) 断水時でも水洗トイレが利用できるようにするための、風呂水などを汲み置きする。
- (ウ) 災害廃棄物そのものの発生を抑制するため、家具の固定や家屋の耐震化などの防災対策をする。
- (エ) 災害廃棄物の収集・運搬の障害物を防止するための、ブロック塀の倒壊防止対策や屋外危険物の撤去をする。

第6章 災害廃棄物処理実行計画

6-1 基本的な考え方

災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）は、災害発生後、国が策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を踏まえ、被災状況に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物の具体的な処理方法等について定めるものである。

また、実行計画の計画期間は、災害廃棄物の処理が完了するまでとして、処理の進捗状況に応じて見直しを行い、適切かつ迅速な処理の実現を図るものとする。

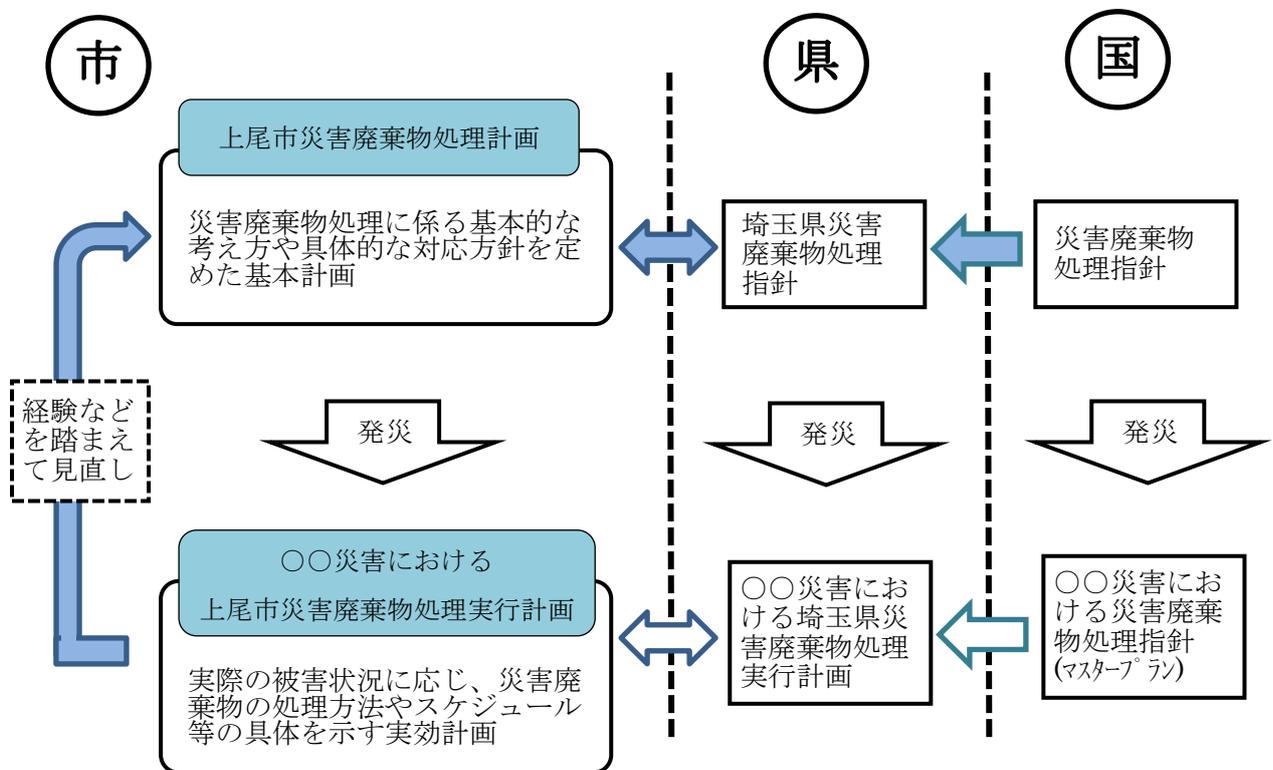
6-2 災害廃棄物処理実行計画の策定

実行計画は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、被災状況に応じた災害廃棄物発生量、避難所ごみ発生量を推計し、廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で速やかに策定する。

なお、復旧の進捗に伴い、災害発生直後に把握できなかった被害の実態や災害廃棄物処理の課題を踏まえ、実行計画の見直しを行う。

実行計画の位置付けを図6-2-1に示す。

図6-2-1 災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け



参考：災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省）

上尾市災害廃棄物処理計画

発行日：平成31年4月

発行：上尾市

編集：上尾市環境経済部西貝塚環境センター

埼玉県上尾市大字西貝塚35番地1

TEL 048-781-9141

FAX 048-781-9166

URL <http://www.city.ageo.lg.jp/>
